

東根市雇用対策協議会勤労者表彰要綱

1. 表彰の目的

勤労感謝の一環として、働く者の喜びを一層嵩め、勤労尊重の社会的気運を醸成し、市産業の振興と明るい郷土の建設に資することを目的とする。

2. 推薦並びに表彰の条件

- (1) 東根市内の同一事業所（官公署・公社を除く）に、5年以上勤務し、現に就業中の者で、勤労者として他の模範とするにたる者。
ただし、事業主の家族など、事業主と生計を一つにしている者及び事業主、団体長を除く。
- (2) 表彰を受ける前年度までの過去20年の間に表彰を受けた者を除く。ただし、20年以上勤続し、成績が特に優れ他の模範と認められる者は、再表彰することができる。
- (3) 被表彰者は、当該事業所の事業主から、推薦あった表彰候補者について、選考委員会の審査を経て決定する。
- (4) 同一事業所から推薦できる表彰候補者は、原則として次の人数以内とする。

従業員 20名未満の事業所	1名
従業員 20名以上 50 名未満の事業所	3名
従業員 50名以上100 名未満の事業所	5名
従業員 100名以上の事業所	10名

※ただし、再表彰については、上記人数に関係なく推薦できるが、選考委員会で審査の上、全市5名程度に限定される。

- (5) 被表彰者の事業主は、被表彰者1名につき6,000円（再表彰者についても6,000円）を負担するものとし、推薦書に添えて納付しなければならない。表彰からはずれた者については、決定後直ちに返却する。
- (6) 再表彰を受け、かつ同一事業所に20年以上勤続した者を、上部機関に表彰候補者として推薦できるものとする。

3. 選考委員会

- (1) 表彰候補者を選考するため、選考委員会を置く。
- (2) 選考委員会は、東根市技能功労者褒賞審査委員会に委ねる。

4. 選考の通知

表彰条件に基づき判断し、事業主に通知する。